

議案第52号 令和7年度大津市一般会計補正予算（第10号）のうち、  
環境部の所管する部分について

それでは、令和8年2月大津市予算関係議案のうち、予算説明書に沿って環境部の所管する部分の主な項目について説明いたします。

まず、歳入についてです。

54ページをお願いします。

款15 使用料及び手数料、項2 手数料、目3 衛生手数料、節2 清掃手数料のうち、廃棄物処理手数料はごみ処理施設への搬入量の減少に伴い減額するものです。し尿処理手数料は収集量に応じて減額するものです。動物死体処理手数料、産業廃棄物処理業許可申請手数料及び自動車リサイクル法申請手数料は、いずれも決算見込を見据えて減額するものです。

62ページをお願いします。

款16 国庫支出金、項2 国庫補助金、目3 衛生費国庫補助金のうち、節2 清掃費国庫補助金の循環型社会形成推進交付金は、浄化槽設置補助件数等の確定見込みにより減額するものです。

68ページをお願いします。

款17 県支出金、項2 県補助金、目1 総務費県補助金、節1 総務管理費

県補助金のうち、自治振興交付金、4つめの環境部については、浄化槽維持管理補助事業費に係る配分額の精査に伴い補正するものです。

72ページをお願いします。

目3衛生費県補助金、節2清掃費県補助金の浄化槽設置費補助金は、補助件数等の確定見込みにより減額するものです。

74ページをお願いします。

項3委託金、目3衛生費委託金、節1保健衛生費委託金のうち、河川愛護活動事業委託金は、対象団体の活動内容の見直しによる事業費の増加に伴い補正するものです。

76ページをお願いします。

款18財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金、節1利子収入の京滋バイパス大気環境監視施設管理基金及び、78ページに移っていただき、新名神高速道路大気環境監視施設管理基金は、それぞれの基金の利子収入の増加に伴い補正するものです。

項2財産売払収入、目1不動産売払収入、節1不動産売払収入のうち、環境部不動産売払収入は、新名神高速道路の開通時期が遅れることに伴い、大津クリーンセンター跡地の売却を後年度へ送ることとしたことから減額するものです。

80ページをお願いします。

款19寄附金、項1寄附金、目3衛生費寄附金のうち、節1地球温暖化

防止活動推進寄附金及び節2環境保全寄附金は、それぞれ市内事業者等からの寄附金等の実績を踏まえて補正するものです。

下段に移りまして、

款20繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金のうち、節5森林整備基金繰入金の環境部は、リサイクルセンター木戸における森林資源を活用した事業の追加に伴う施設改修事業費への充当見込みを、節6京滋バイパス大気環境監視施設管理基金繰入金及び節7新名神高速道路大気環境監視施設管理基金繰入金は、それぞれの施設管理費等への充当見込みを、節9公共施設等整備基金繰入金の環境部は、衛生プラントの整備工事への充当見込みを踏まえて補正するものです。

90ページをお願いします。

款22諸収入、項4雑入、目4雑入のうち、節3衛生費雑入の説明欄、4行目の牛乳パック売却代、5行目のかん・びん類売却代及び7行目の羽毛製品売却代は、いずれも再生利用事業者等への引渡しに伴う収入であり、かん・びん類の売却単価の変動等により決算見込を見据えてそれぞれ補正するものです。

92ページをお願いします。

節9その他雑入のうち、環境部その他雑入は、所管財産の使用者から徴収している光熱費等の共益費について決算を見据えた補正を行うものです。

引き続き、歳出について説明いたします。

146ページをお願いします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目7環境保全費、説明欄2の環境保全対策費は、環境保全事業の推進に要する経費並びに審議会及び委員会の運営費等について、説明欄3の環境保全市民啓発推進費は、ヨシ保全事業等市民の環境保全活動に対する支援及び環境情報システムの運営管理等に係る経費について、説明欄4の公害防止対策推進費は、水質、大気等の調査業務に係る経費について、説明欄5の環境企画推進費は、環境基本計画に基づく関連事業費等についてそれぞれ精算するものです。

148ページをお願いします。

項2清掃費、目1清掃総務費、説明欄2の清掃事業推進費は、所管する用地の調査に伴う委託料の精算を中心とした補正です。

目2産業廃棄物対策費、説明欄2の産業廃棄物対策費は、水質、大気等の調査業務に係る経費の精算を中心に補正するものです。

150ページをお願いします。

目3ごみ減量推進費、説明欄1のごみ減量推進費は、刈草剪定枝の搬入量の減少に伴う刈草剪定枝処理業務委託費の減額及びごみ集積所設置等補助金の減額等を中心に、決算見込を見据えて補正するものです。

目4じん芥処理費、説明欄2のじん芥処理推進費は、大型ごみの収集運搬委託費などの精算に伴い減額補正するものです。

目5 じん芥焼却場費、説明欄1の地区環境整備推進費は、ごみ処理施設の周辺地域の振興を目的とした事業補助の精算を中心に、説明欄2の環境交流館管理運営費は、施設管理運営経費の精算を、説明欄3のじん芥焼却場施設整備費は、北部クリーンセンタープラスチック容器資源化施設の改修にかかる経費の精算を中心に、それぞれ補正するものであり、説明欄4のじん芥焼却場管理運営費は、ごみ処理施設の運営委託費について、ごみ量に応じて差し引かれる変動費用に減額が生じる見込みであること等の理由により増額するものです。

152ページをお願いします。

目6 不燃物処分費、説明欄1の地区環境整備推進費は、廃棄物最終処分場の周辺地域の振興を目的とした事業費の精算に伴う補正であり、説明欄2の不燃物処分場管理運営費は、最終処分場の管理運営費の精算及び大石中町污水处理施設解体撤去工事の進捗に伴い、減額補正するものです。

目7 し尿処理費、説明欄2のし尿処理対策費は、し尿収集量の減少や浄化槽設置補助件数等の確定見込みにより減額するものであり、説明欄3の衛生処理場管理運営費は、衛生プラントの管理運営費の精算に伴い減額補正するものです。

最後に繰越明許費補正についてご説明いたします。

お戻りいただきまして、6ページをお願いいたします。

1 追加のうち、環境部の所管するものは、款4 衛生費、項2 清掃費の3 R 推進事業であり、リサイクルセンター木戸の改修工事の前払金の請求がなかった場合を想定して、所要額の計上をお願いするものです。

以上、議案第52号 令和7年度大津市一般会計補正予算（第10号）のうち、環境部が所管する部分についての説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。